

農地法改正 農業生産法人の要件等の見直し

農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を図り、経営を発展させやすくする観点から要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称が変更されました。

改正前（現行）

改正後（H28.4.1 施行）

1. 呼称 農業生産法人

農地所有適格法人

2. 法人形態 株式会社（非公開会社に限る）、持分会社または農事組合法人

変更なし

3. 事業要件 売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）

4. 構成員・議決権要件

○農業関係者

常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の 3/4 以上

○農業関係者以外の構成員

① 保有できる議決権は、総議決権の 1/4 以下

② 法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定

○農業関係者

① 常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の 1/2 超

② 農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人【追加】

○農業関係者以外の構成員

① 保有できる議決権は、総議決権の 1/2 未満

② 【撤 廃】

5. 役員要件

○ 役員の過半が農業（販売・加工等含む）の常時従事者（原則年間150日以上）

○ 更にその常時従事者である役員の過半が農作業に従事（原則年間60日以上）

○（変更なし）

○ 役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

◇ 広報委員 ◇

・	・	・	・	・	・	・	・
委	委	委	委	委	副	委	委
員	員	員	員	員	員	員	員
大	深	鬼	菅	小	井	白	大
澤	松	頭	野	原	田	木	道
				喜			
慶	俊	良	能	久	留	孝	健
博	英	市	稔	雄	吉	和	實

各種申請は毎月 10 日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html